

新	旧
<p data-bbox="286 248 947 280">DMMFX 店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMMFX)</p> <p data-bbox="152 395 1099 571"><u>お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引 (以下、「FX取引」といいます。)</u>を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込みいただきますようお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="152 635 1099 957"><u>FX</u>取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引頂きますようお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="152 1021 1099 1197">本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明する<u>ものです。</u></p> <p data-bbox="286 1361 958 1393">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>	<p data-bbox="1261 248 1921 280">DMMFX 店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMMFX)</p> <p data-bbox="1126 395 2074 523">店頭外国為替証拠金取引を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込みいただきますようお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="1126 635 2074 957"><u>店頭外国為替証拠金</u>取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引<u>をして</u>頂きますようお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="1126 1021 2074 1197">本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明<u>します。</u></p> <p data-bbox="1261 1361 1933 1393">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>

店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ、承諾頂く必要がございます。

1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい**ため、預託証拠金額に対して大きな利益が期待できる半面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額**を上回ることがあります。

2. 相場状況の急変や経済指標の発表等により、**買付価格 (アスク) と売付価格 (ビッド) のスプレッド幅の拡大やスリッページの発生等、お客様の意図した取引が行えない**可能性があります。

3. **当社 FX システム、又は、当社 FX システムとお客様のパソコン等を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性があり、損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回るおそれもあります。**

4. 口座管理費及び取引手数料は、無料です。

店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ、承諾頂く必要がございます。

1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい**ため、その損失額が証拠金の額を上回ることがあります。**

2. 相場状況の急変や経済指標の発表等により、**ビット価格とアスク価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができなかったりする**可能性があります。

3. **取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消等が行えない可能性**があります。

4. 口座管理費及び取引手数料は、無料です。

<p>5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。</p>	<p>5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。</p>																																				
<p>6. <u>お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、<u>当社の判断により</u>カバー取引を次の業者と行っています。</u></p>	<p>6. <u>当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます</u>（相対取引）。お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p>																																				
<table border="0"> <tr> <td>SAXO BANK A/S</td> <td>銀行業：デンマーク金融監督局</td> </tr> <tr> <td>FXCM ジャパン証券株式会社</td> <td>金融商品取引業：日本国金融庁</td> </tr> <tr> <td>OCBC Securities Private Limited</td> <td>証券業：シンガポール通貨庁</td> </tr> <tr> <td>G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd</td> <td>証券業：シンガポール通貨庁</td> </tr> <tr> <td>OANDA Japan 株式会社</td> <td>金融商品取引業：日本国金融庁</td> </tr> <tr> <td>Effex Capital, LLC</td> <td>Liquidity Provider</td> </tr> <tr> <td>Lucid Markets Trading Limited</td> <td>マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構</td> </tr> <tr> <td><u>AxiCorp Financial Services Pty Ltd</u></td> <td><u>金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会</u></td> </tr> <tr> <td><u>Boston Prime Ltd</u></td> <td><u>金融商品取引業：英金融行為機構</u></td> </tr> </table>	SAXO BANK A/S	銀行業：デンマーク金融監督局	FXCM ジャパン証券株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁	OCBC Securities Private Limited	証券業：シンガポール通貨庁	G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd	証券業：シンガポール通貨庁	OANDA Japan 株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁	Effex Capital, LLC	Liquidity Provider	Lucid Markets Trading Limited	マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構	<u>AxiCorp Financial Services Pty Ltd</u>	<u>金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会</u>	<u>Boston Prime Ltd</u>	<u>金融商品取引業：英金融行為機構</u>	<table border="0"> <tr> <td>SAXO BANK A/S</td> <td>銀行業：デンマーク金融監督局</td> </tr> <tr> <td><u>Newedge Group (UK)</u></td> <td><u>銀行業：英金融行為機構及び英健全性規制機構</u></td> </tr> <tr> <td>FXCM ジャパン証券株式会社</td> <td>金融商品取引業：日本国金融庁</td> </tr> <tr> <td>OCBC Securities Private Limited</td> <td>証券業：シンガポール通貨庁</td> </tr> <tr> <td>G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd</td> <td>証券業：シンガポール通貨庁</td> </tr> <tr> <td><u>GFT Global Markets Asia Pte Ltd.</u></td> <td><u>証券業：シンガポール通貨庁</u></td> </tr> <tr> <td>OANDA Japan 株式会社</td> <td>金融商品取引業：日本国金融庁</td> </tr> <tr> <td>Effex Capital, LLC</td> <td>Liquidity Provider</td> </tr> <tr> <td>Lucid Markets Trading Limited</td> <td>マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構</td> </tr> </table>	SAXO BANK A/S	銀行業：デンマーク金融監督局	<u>Newedge Group (UK)</u>	<u>銀行業：英金融行為機構及び英健全性規制機構</u>	FXCM ジャパン証券株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁	OCBC Securities Private Limited	証券業：シンガポール通貨庁	G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd	証券業：シンガポール通貨庁	<u>GFT Global Markets Asia Pte Ltd.</u>	<u>証券業：シンガポール通貨庁</u>	OANDA Japan 株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁	Effex Capital, LLC	Liquidity Provider	Lucid Markets Trading Limited	マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構
SAXO BANK A/S	銀行業：デンマーク金融監督局																																				
FXCM ジャパン証券株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁																																				
OCBC Securities Private Limited	証券業：シンガポール通貨庁																																				
G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd	証券業：シンガポール通貨庁																																				
OANDA Japan 株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁																																				
Effex Capital, LLC	Liquidity Provider																																				
Lucid Markets Trading Limited	マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構																																				
<u>AxiCorp Financial Services Pty Ltd</u>	<u>金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会</u>																																				
<u>Boston Prime Ltd</u>	<u>金融商品取引業：英金融行為機構</u>																																				
SAXO BANK A/S	銀行業：デンマーク金融監督局																																				
<u>Newedge Group (UK)</u>	<u>銀行業：英金融行為機構及び英健全性規制機構</u>																																				
FXCM ジャパン証券株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁																																				
OCBC Securities Private Limited	証券業：シンガポール通貨庁																																				
G.K.Goh Financial Services (S) Pte Ltd	証券業：シンガポール通貨庁																																				
<u>GFT Global Markets Asia Pte Ltd.</u>	<u>証券業：シンガポール通貨庁</u>																																				
OANDA Japan 株式会社	金融商品取引業：日本国金融庁																																				
Effex Capital, LLC	Liquidity Provider																																				
Lucid Markets Trading Limited	マーケットメーカー：英金融行為機構及び英健全性規制機構																																				
<p><u>※なお、かかるカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>																																				

7. 当社では、お客様からお預かりした証拠金の全額を金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、日証金信託銀行株式会社及び、株式会社 SMBC 信託銀行に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しています。これは当社倒産リスクからお客様の資金の保全を図るためのものです。

8. お客様は、当社及びカバー取引先、又は当社預け入れの金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様の資産の返還が困難あるいは遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。

■ 金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業の商号及び所在地

株式会社 DMM.com 証券

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 1629 号

商品先物取引業

【本社】

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2 階

フリーダイヤル 0120-961-522

■ 加入する協会

日本証券業協会（協会員番号 1105）

一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）

日本投資者保護基金

7. お客様からお預かりした証拠金は、日証金信託銀行株式会社及び、株式会社 SMBC 信託銀行に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

（新設）

（新設）

（新設）

日本商品先物取引協会

店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

(はしがき～○レバレッジによるリスク省略)

○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。証拠金維持率の判定は、毎営業日終了時点の証拠金維持率をもってメンテナンス中に判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上となったとしても、追加証拠金の解消とはなりません。お客様は追加証拠金発生の判定となったメンテナンス明けの営業日**の午前 4 時 59 分**までに追加証拠金をお客様の本取引口座に入金する若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、**午前 5 時 00 分**をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。**また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります**）。追加証拠金の入金期限は、**マージンカット執行直前の午前 4 時 59 分**までとなります。振込入金の際に振込名義に相違がある場合、クイック入金がエラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合には、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。

店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

(はしがき～○レバレッジによるリスク省略)

○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。証拠金維持率の判定は、毎営業日終了時点の証拠金維持率をもってメンテナンス中に判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上となったとしても、追加証拠金の解消とはなりません。お客様は追加証拠金発生の判定となったメンテナンス明けの営業日**中**までに追加証拠金をお客様の本取引口座に入金する若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、**追加証拠金発生の判定となったメンテナンス明け営業日の翌日オープン時点**をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります）。追加証拠金の入金期限は、**追加証拠金発生の判定となったメンテナンス明け営業日中**となります。振込入金の際に振込名義に相違がある場合、クイック入金がエラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合には、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク

逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。また、システム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的ではありますが、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

(○FX 取引の性質とリスク～○信用リスク省略)

○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて

当社の FX 取引システムを利用したお取引には、FX 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上で口座開設の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク

逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。また、システム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的ではありますが、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

(○FX 取引の性質とリスク～○信用リスク省略)

○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて

当社の FX 取引システムを利用したお取引には、FX 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上で口座開設の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。

<p>((1)、(2) 省略)</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク</p> <p>ア <u>ストリーミング</u>注文</p> <p>本取引サービスにおいて、<u>ストリーミング</u>注文は、<u>注文価格</u>、通貨ペア、<u>銘柄</u>、取引数量、売買の区別、<u>取引ツール</u>、<u>スリッページの設定値</u>等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、<u>ストリーミング</u>注文では、<u>スリッページが発生する場合があります</u>。あらかじめ<u>スリッページの許容幅を設定することができますが、スリッページを許容しない設定においてスリッページが発生した場合や、許容したスリッページ幅を超えるスリッページが発生した場合等には当該注文は失効します</u>。</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p>本取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートの<u>アスク</u>がお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートの<u>ビッド</u>がお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レー</p>	<p>((1)、(2) 省略)</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク</p> <p>ア <u>成行</u>注文</p> <p>本取引サービスにおいて、<u>成行</u>注文は、通貨ペア、取引数量、売買の区別、<u>注文の種類</u>等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、<u>お客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合があります</u>。</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p>本取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートの<u>ASK</u>がお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートの<u>BID</u>がお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴</p>
--	---

ト履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

ウ 指値注文

本取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として注文価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります。(週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します)。なお、指値注文は、相場状況または取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。

エ 成行注文

本取引サービスにおいて、成行注文は、スマートフォン以外の携帯電話のみから行える注文（ただし、「一括決済」、「クイック決済」も成行注文の扱いとなります。）で、注文価格や、約定価格を指定することはできません。また、スリッページ幅の設定を行うことができないため、急激なレート変動が発生したときや通信環境の状態によっては、お客様の意図しない不利なレートで約定する場合があります。また、流動性が低下しているときや、一定時間レート更新が行われないうちは、注文が失効される場合があります。

(4) ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が出されますが、

に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

ウ 指値注文

本取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として注文価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります。なお、指値注文は、相場状況または取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。

(新設)

(4) ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%を下回った段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が出されますが、かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先か

かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

((5) ~ (7) 省略)

(8) スリッページリスク

お客様がストリーミング注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差は、お客様端末と当社システム間の通信及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、スリッページ幅を設定できない即時決済、一括決済及び、スマートフォン以外の携帯電話からの成行注文については、当社がお客様の注文を最初に認識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時点で当社からお客様に向けて配信した価格で注文処理及び約定処理を行うため、受付時点から実際の約定までに要する時間の経過に伴う価格差の発生はありません。お客様が実際にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格 (参考値) と約定価格の差であり、当社は当該価格差を認識し得ません。この場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利に

らの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が50%を下回った時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

((5) ~ (7) 省略)

(8) スリッページリスク

お客様が成行注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差は、お客様端末と当社システム間の通信及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、スリッページ幅を設定できる成行注文以外の成行注文 (クイック決済による注文、時間成行、モバイルツールからの成行注文、AIR 版からの注文等)については、当社がお客様の注文を最初に認識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時点で当社からお客様に向けて配信した価格と、当社システムにおいて、実際にお客様の注文を執行する時点で配信し、約定に用いる価格との差が、当社が把握可能な価格差の部分となります。従って、お客様が実際にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格と約定価格の差であり、当社が認識可能な価格差と、お客様端末と当社システ

なる場合もあります。

また、逆指値注文においても注文価格と約定価格との間に差が生じることがあります。逆指値注文においては、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します。従って、お客様の指定した価格と同一のレート配信がない場合は、スリッページが発生することがあります。

(○関連法規等の変更によるリスク省略)

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引 (「DMMFX」以下、「FX取引」といいます。) は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引 (金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引) であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金決済の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他にスワップによる損益が発生します。

口座開設について

ムの中の通信における時間の経過に伴う価格差が加わったものとなります。

この場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

(○関連法規等の変更によるリスク省略)

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引 (金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引) であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金決済の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他にスワップによる損益が発生します。

口座開設について

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。

FX取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社ではFX取引口座を開設して頂く場合には、原則として個人で使用できるパソコンをお持ちの方を対象として、次の要件を満たして頂くことが必要となります。

1. FX取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、約款及び本説明書を熟読し承諾及び同意していただくこと。
2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

（個人のお客様の場合）

- ご自身の判断と責任により FX取引を行うことができること。
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
- ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること。
- 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。

店頭外国為替証拠金取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社では店頭外国為替証拠金取引口座を開設して頂く場合には、原則として次の要件を満たして頂くことが必要となります。

1. 店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、約款及び本説明書を熟読し承諾及び同意していただくこと。
2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

（個人のお客様の場合）

- ご自身の判断と責任により 店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。

（新設）

- ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
- ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受

<p>証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。 ○ 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。 ○ <u>本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</u> ○ 取引担当者の判断と責任により FX 取引を行うことができること。 ○ 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。 ○ 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。 ○ 契約締結前<u>交付</u>書面、契約締結時<u>交付</u>書面、<u>約款</u>、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。 <p>(以下省略)</p> <p>3. 口座審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類をご提出していただくことを要します。本人確認の種類については、当社ホームページ (http://fx.dmm.com/) でご確認ください。<u>なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。</u></p>	<p>領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。 ○ 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引担当者の判断と責任により 店頭外国為替証拠金 取引を行うことができること。 ○ 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。 ○ 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。 ○ 契約締結前<u>の</u>書面、契約締結時<u>の</u>書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。 <p>(以下省略)</p> <p>3. 口座審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類をご提出していただくことを要します。本人確認の種類については、当社ホームページ (http://fx.dmm.com/) でご確認ください。</p>
---	---

お取引について

当社が取り扱う FX 取引 (DMM FX) の取引方法は以下のとおりです。

(1. 省略)

2. 取引単位

各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位 (1Lot) とします。

一度の最大発注数量 (上限) は全通貨ペア 100Lot までとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。

(3. ~ 7. 省略)

8. 追加証拠金制度

1) 毎営業日のマーケットクローズ後のメンテナンス時間中に証拠金維持率判定を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が 100% を下回った場合には、追加証拠金が発生します。

お客様は、当該メンテナンス明け営業日の午前 4 時 59 分までに、お客様の取引口座に入金する等により追加証拠金を解消しない限り、追加証拠金が発生した翌営業日 (当該メンテナンス明けの営業日) の午前 5 時 00 分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済 (マージンカット) します。

お取引について

当社が取り扱う 店頭外国証拠金 取引 (DMM FX) の取引方法は以下のとおりです。

(1. 省略)

2. 取引単位

各通貨ペアともに共通 10,000 通貨単位 (1Lot) とします。

一度の最大発注数量 (上限) は全通貨ペア 100Lot までとします。同一価格に対する注文数量は 100Lot までとします。但し、マージンカット及びロスカットは除きます。

※ 時間成行注文における同一時刻に対する注文も含まれます。

(3. ~ 7. 省略)

8. マージンカットルール

毎営業日マーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が 100% を下回った場合、追加証拠金が発生します。

(3) より移動)

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金が 0 円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対倍内により強制決済 (マージンカット) します。詳しくは「14. 証拠金」の「(7) 追加証拠金の取

<p>例) 追加証拠金が発生した翌営業日が金曜日の場合は、日本時間、土曜日午前4時59分まで</p> <p>2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を探ることが必要となります。</p> <p>(1) 「追加証拠金額※」以上の入金 (CFD 口座からの振替入金も含まれます)</p> <p>(2) 保有ポジションの全部を決済</p> <p>(3) 保有ポジションの一部決済、または、保有ポジションの一部決済と「追加証拠金額※」の一部入金により「追加証拠金額※」を「0円」とする</p> <p><u>(2) へ移動)</u></p> <p>※ ここでいう「追加証拠金額」とは、追加証拠金を解消するために必要なポジション必要証拠金の不足額をいいます。「追加証拠金額」は、「DMMFX」取引画面でご確認いただけます。</p>	<p>扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合には、<u>マージンカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。</u></p> <p>お客様は追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、以下のいずれかの方法で追加証拠金の差し入れ等で追加証拠金額を0円とする必要があります。</p> <p>(1) 追加証拠金額以上の入金<u>をすること</u> (CFD 口座からの振替入金も含まれます。)</p> <p>(2) <u>未決済</u>ポジションの全部を決済すること。</p> <p>(3) <u>未決済</u>ポジションの一部決済、又は、<u>未決済</u>ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金額を0円とすること。</p> <p><u>追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金が0円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対倍内により強制決済 (マージンカット) します。詳しくは「14. 証拠金」の「(7) 追加証拠金の取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合には、マージンカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。</u></p> <p>※ 追加証拠金額は、取引画面でご確認いただけます。</p> <p>※ 相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしても追加証拠金額は0円にはなりません。</p>
--	---

<p><u>3) 追加証拠金が発生した場合には、当社は、メールその他当社が適当と認めた手段にて、お客様に対し、追加証拠金の額を通知いたします (お取引画面で金額を確認頂けます)。ただし、ご登録のメールアドレスの設定や、プロバイダーの設定等によっては、本メールが迷惑メールと判断されることでゴミ箱に振り分けられたり、受信自体されなかったりする場合があるため、注意が必要です。また、当社事情により正常にメール送信がされない、あるいは、遅延することもあります。この場合でも追加証拠金額が所定の時間までに解消されない場合は、保有の建玉は強制決済されます。</u></p> <p><u>4) 追加証拠金が発生した場合、当社にて以下の対応をさせていただきます。</u></p> <p><u>(1) 新規取引の停止</u></p> <p><u>(2) 出金予約の停止</u></p> <p><u>(3) 発注済み未約定新規注文の取消処理の実施 (未約定新規注文を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加のご入金等は必要ありません。)</u></p> <p><u>(4) 出金予約済の場合は、出金予約の取消 (出金予約を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加の証拠金のご入金は必要ありません。)</u></p> <p><u>5) 追加証拠金が発生した翌営業日以内に証拠金維持率が 50%以下となった場合には、「9. ロスカットルール」により全ての未約定注文の取消が行われ、全ての未決済ポジションが自動的に決済 (ロスカット) されます。また、一旦追加証拠金が発生した場合には、相場変動等により証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても追加証拠金の解消とはなりません。追加証拠金を解消するためには第 1 項所定の期日までに第 2 項所定の方法を採る必要があります。また、これにより発生するリスクは全てお客様負担となりますのでご注意ください。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
--	--------------------

6) 振込名義人名の相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期日までにお客様の入金が当社で確認できない場合には、全ての未決済ポジションを反対売買によりマージンカットします。

7) マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

9. ロスカットルール

1) FX 取引では、お客様の多額の損失の発生を未然に防ぐため、定期的にお客様の取引口座の値洗いを行い、証拠金維持率がロスカットラインである 50%以下となった場合、全ての未約定注文が取消され、全ての未決済ポジションを自動的に決済 (ロスカット) します。なお、未約定注文が取消され、証拠金維持率が 50%を回復した場合、ロスカットは執行されません。

2) ロスカットでは、ロスカット注文が発注されたときの配信レートで約定しますが、約定のための有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することがあります。また、複数の通貨ペアの建玉を保有している状態で、一部の通貨ペアは有効なレートが配信され、一部の通貨ペアは有効なレートが配信されていない場合、有効なレート配信がある通貨ペアの建玉はそのまま決済され、有効なレートが配信されていない通貨ペアの建玉は、有効なレートが配信されたときに決済されます。したがって、複数の通貨ペアの建玉を保有している状態でロスカットになった場合には、ロスカット処理が完了するまでに時間を要する場合

9. ロスカットルール

お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは「14. 証拠金」の「(8) ロスカットの取扱い」をご参照ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

当社は以下に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済します。

・証拠金維持率が 50%を下回った場合。

証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。なお、純資産については、「14. 証拠金」の「(9) 用語の説明」をご参照ください。

があります。

※ ロスカット作動後は、全ての受注注文が取消されます。取引レートが急激に変動した場合等は、証拠金維持率が 50%以下でロスカットされる場合があります。そのため、正常にロスカットが行われた場合であっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

※ ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

※ 逆指値注文の指定価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

※ システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預託された証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

※ 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \frac{\text{純資産額} - \text{注文証拠金}}{\text{ポジション証拠金}} \times 100$$

(削除)

$$\text{証拠金維持率} = \text{純資産額} \div \text{ポジション証拠金} \times 100$$

※ ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

10. 決済日 (受渡日)

決済取引を行った場合の決済日 (受渡日) は原則として、当該転売又は買戻しを行った**営業日**とします。

11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間 (取引/約定不可) は以下のとおりです。

	取引時間	メンテナンス時間	システムメンテナンス時間
米国 夏 時間	月曜 AM7:00－ 土曜 AM5:50	火曜－金曜 AM5:50－6:10	土曜 PM12:00－6:00
米国 冬 時間	月曜 AM7:00－ 土曜 AM6:50	火曜－金曜 AM6:50－7:10	土曜 PM12:00－6:00

※ 上記のほか、以下の時間帯もメンテナンス時間となります。

米国夏時間土曜 AM5:50－6:20

米国冬時間土曜 AM6:50－7:20

※ メンテナンス中はレート配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値等の注文の予約は可能です。入出金の操作はできません。

※ 土曜－月曜のシステムメンテナンス中以外の時間帯は DMM FX 取引画面にログイン、指値・逆指値等の注文ならびにクイック入金が可能です。約定はいたしません。

10. 決済日 (受渡日)

決済取引を行った場合の決済日 (受渡日) は原則として、当該転売又は買戻しを行った**日の翌々**営業日とします。又、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間 (取引/約定不可) は以下のとおりです。

	取引時間	メンテナンス時間	システムメンテナンス時間
米国 夏 時間	月曜 AM7:00－ 土曜 AM5:50	火曜－金曜 AM5:50－6:10	土曜 PM12:00－6:00
米国 冬 時間	月曜 AM7:00－ 土曜 AM6:50	火曜－金曜 AM6:50－7:10	土曜 PM12:00－6:00

※ 上記のほか、以下の時間帯もメンテナンス時間となります。

米国夏時間土曜 AM5:50－6:20

米国冬時間土曜 AM6:50－7:20

※ メンテナンス中はレート配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値等の注文の予約は可能です。入出金の操作はできません。

※ 土曜－月曜のシステムメンテナンス中以外の時間帯は DMM FX 取引画面にログイン、指値・逆指値等の注文ならびにクイック入金が可能です。

※ 外国為替市場が休場となる日（元旦、クリスマス等）、実質的に外国為替市場が休止となる日、システム障害時、及びその他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。

※ 突発的なシステム障害の発生を除き、取引ができない場合や取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたしません。

1 2. 注文の種類

1) 注文の種類は以下のとおりです。詳細は 29 ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご確認ください。なお、これら注文は、FX 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。

●ストリーミング注文 ●成行 ●指値 ●逆指値（ストップ注文） ●クイック決済 ●一括決済 ●IFD（イフダン） ●OCO（オーシーオー） ●IFD（IFD+OCO）

【ストリーミング注文】

- ・ 当社が連続的にお客様に提示する価格（外国為替レート）に対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法で、お客様自身で許容するスリッページ幅を設定することができます。

（【成行注文】へ移動）

約定はいたしません。

※ 外国為替市場が休場となる日（元旦、クリスマス等）又は実質的に外国為替市場が休止となる日、又は、システム障害時、その他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。

※ 突発的なシステム障害以外の取引ができない日、又は取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

1 2. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は 21 ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご確認ください。

●成行 ●指値 ●逆指値（ストップ注文） ●IFD（イフダン） ●OCO（オーシーオー） ●IFD（IFD+OCO） ●トレール ●時間成行

【成行注文】

（新設）

- ・ 当注文は、お客様が注文価格及び約定価格を指定せずに行う注文方法です。パソコンから発注する成行注文ではお客様ご自身でスリッページ幅を設定することができますが、パソコン以外からの成行注文（クイック決済による注文、時間成行、モバイルツールからの成行注文、AIR 版か

<ul style="list-style-type: none"> 当注文での約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信した価格をもって約定します。従って、お客様が注文を出した時の価格とは異なる価格で約定することがあります。このときは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。 お客様がスリッページ幅を設定した場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信する価格と、約定処理を行うときにお客様に配信する価格との差がお客様の設定したスリッページ幅の範囲内であれば、約定処理を行うときにお客様に配信する価格で約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信する価格と、約定処理を行うときにお客様に配信する価格との差がお客様の設定したスリッページ幅を超えるときは、当注文は失効します。 お客様がスリッページ幅を「0」（許容しない）とした場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信する価格と、約定処理を行うときにお客様に配信する価格が同一のときは、当該価格で約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信する価格と、約定処理を行うときにお客様に配信する価格が同一ではないときは、当注文は失効します。 当注文をお客様が発注したときから、当注文を約定処理するまでに<u>一定の時間が経過した場合</u>、当注文は失効されます。 当注文は、他のストリーミング注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 	<p><u>らの注文等)については、スリッページ幅を設定することはできません。この場合のスリッページ発生幅は無限となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文での約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信した価格をもって約定します。従って、お客様が注文を出した時の価格とは異なる価格で約定することがあります。このときは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。 お客様がスリッページ幅を設定した場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に提示する価格と、約定処理を行うときにお客様に提示する価格との差がお客様の設定したスリッページ幅の範囲内であれば、約定処理を行うときにお客様に提示する価格で約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に提示する価格と、約定処理を行うときにお客様に提示する価格との差がお客様の設定したスリッページ幅を超えるときは、当注文は不成立となります。 お客様がスリッページ幅を「0」（許容しない）とした場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に提示する価格と、約定処理を行うときにお客様に提示する価格が同一のときは、当該価格で約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に提示する価格と、約定処理を行うときにお客様に提示する価格が同一ではないときは、当注文は不成立となります。 当注文は、<u>当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは</u>、当注文は失効します。 当注文は、他の成行注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定
---	--

<p>【成行注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が注文価格及び約定価格を指定せずに行う注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。 <p>・ <u>当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。</u></p> <p>・ <u>当注文は、他の成行注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。</u></p> <p>・</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に<u>配信</u>する価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができます。 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に<u>配信</u>する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。<u>ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格約</u> 	<p>処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。</p> <p><u>（【成行注文】より移動）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が注文価格及び約定価格を指定せずに行う注文方法です。<u>パソコンから発注する成行注文ではお客様ご自身でスリッページ幅を設定することができますが、パソコン以外からの成行注文（クイック決済による注文、時間成行、モバイルツールからの成行注文、AIR 版からの注文等）については、スリッページ幅を設定することはできません。この場合のスリッページ発生幅は無限となります。</u> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に<u>提示</u>する価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができます。 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に<u>提示</u>する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。
--	---

定めます。

- 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。

【逆指値注文】

- 当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に**配信**する価格に対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。
- 当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下の**ビッド**価格、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上の**アスク**価格が配信されたとき、原則として、当該配信された価格をもって約定します。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信された価格以外の価格で約定することがあります。
- 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。

【クイック決済】

- 当注文は、お客様が選択したポジションを成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。
- 当注文は、他のクイック決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、当該発

- 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。

【逆指値注文】

- 当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に**提示**する価格に対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。
- 当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下の**BID**価格、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上の**ASK**価格が配信されたとき、原則として、当該配信された価格をもって約定します。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信された価格以外の価格で約定することがあります。
- 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。

(新設)

注済決済注文は取消されます。

【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション一括で成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。
- ・ 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。

2) なお、上記記載の内容の他、流動性の低下や、当社のカバー取引の成立状況、取引可能な外国為替レートが配信されない状況の発生、その他、突発的な事象の発生等により、お客様の注文が失効することがあります。

13. 取引方法について

当社が提供する **FX** 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。また、当社の用意するサーバ上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム外の使用を禁止いたします。当社の推奨環境については、当社ホームページ (<http://fx.dmm.com/>) でご確認ください。

なお、上記記載の内容の他、流動性の低下や、当社のカバー取引の成立状況、取引可能な外国為替レートが配信されない状況の発生、その他、突発的な事象の発生等により、お客様の注文が失効することがあります。

13. 取引方法について

当社が提供する **店頭外国為替証拠金** 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。また、当社の用意するサーバー上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システム以外の使用を禁止いたします。当社の推奨環境については、当社ホームページ (<http://fx.dmm.com/>) でご確認ください。

<p>1 4. 証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ</p> <p><u>FX</u>取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額を、当社に差入れて頂きます。</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>お取引に必要となる証拠金は、レバレッジ 25 倍のとき総約定代金の 4% となります。<u>従って</u>USD/JPY (@100,000) 25 倍 1Lot を保有するのに必要な証拠金は、<u>約</u> 40,000 円となります。</p> <p>(3) 不足金額の差入れ</p> <p>マージンカットルールやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は、<u>当該不足額が発生した翌営業日の 15 時までに現金で</u>当社に差入れてください。なお、期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。</p> <p>((4) ~ (6) 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1 4. 証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ</p> <p><u>店頭外国為替証拠金</u>取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額を、当社に差入れて頂きます。<u>ただし、初回入金は 5 万円以上となります。</u></p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>お取引に必要となる証拠金は、レバレッジ 25 倍のとき総約定代金の<u>約</u> 4%となります。<u>よって</u>USD/JPY (@100,000) 25 倍 1Lot を保有するのに必要な証拠金は 40,000 円となります。</p> <p>(3) 不足金額の差入れ</p> <p>マージンカットルールやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は<u>現金で受渡日(発生日から起算して 2 営業日)の正午までに</u>当社に差入れてください。なお、期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。</p> <p>((4) ~ (6) 省略)</p> <p><u>(7) 追加証拠金の取扱い</u></p> <p><u>毎営業日のマーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が 100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。追加証拠金が発生した場合は、当社は以下に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとします。</u></p> <p>① <u>新規取引の停止</u></p> <p>② <u>出金予約及び振替出金の停止</u></p>
--	---

③ 全ての発注済みの未約定新規注文の取消

④ 出金予約済みの場合は、出金予約の取消（出金予約の取消で、追加証拠金額が 0 円になった場合は、追加証拠金のご入金はありません。）
追加証拠金が発生した場合は、お客様は、以下の期日までに、以下のいずれかの方法により追加証拠金額を 0 円とする必要があります。

① 追加証拠金額以上のご入金をすること (CFD 口座からの振替入金も含まれます。)

② 未決済ポジションの全部を決済すること。

③ 未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金を 0 円とすること。

※ 追加証拠金額は、お取引画面でご確認いただけます。

※ 相場変動等により証拠金維持率が 100%以上に回復したとしてもマージンカットの対象外とはなりません。

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が 0 円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。

ポジション持 越日	追加証拠金発 生日	入金（決済）期限日 （夏時間／冬時間）	マージンカット 実行日
月曜日	火曜日	水曜日 5:50／6:50	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日 5:50／6:50	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日 5:50／6:50	金曜日
木曜日	金曜日	土曜日 5:50／6:50	月曜日

	(注1)		
	金曜日	月曜日	火曜日 5:50/6:50
(削除)	<p>※ <u>振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期日までに入金当社で確認できない場合には、全ての未決済ポジションを反対売買によりマージンカットします。</u></p> <p>※ <u>証拠金維持率が50%以下となった場合には、追加証拠金額に関わらず、全ての未約定注文の取消及び全てのポジションにロスカットルールが発動されます。</u></p> <p>※ <u>マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。</u></p> <p><u>(注1) 金曜日マーケットクローズ以降、翌週月曜日のマーケットオープン前までにご入金を頂いても、翌週月曜日のマーケットオープン後にマージンカットします。</u></p> <p><u>(8) ロスカットの取扱い</u></p> <p><u>ロスカットラインである証拠金維持率が50%を下回った場合、全ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカットします。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>証拠金維持率 = 純資産 ÷ ポジション証拠金 × 100</u></p> <p>※ <u>逆指値注文の指定価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。</u></p>		

(7) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額 (スワップ含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。
 急激な相場変動など為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。
 システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預託された証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

(9) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	<u>決済済みで未受渡の金額を含む</u> 取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額 (スワップ含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額。 <u>但し決済済み未受渡決済益については受渡後に</u> 出金可能となります。
純資産額	預託証拠金に評価損益を加え、出金拘束金を差し

	維持率が100%を下回った場合に発生するポジション 必要証拠金の不足額 証拠金維持率判定時刻における ポジション必要 証拠金額 - 純資産	追加証拠金額	引いた額 毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金 維持率が100%を下回った場合、発生するポジ ション必要証拠金の不足額をいいます。 ポジション必要証拠金額 - 純資産
--	---	--------	--

15. 証拠金等の入金・出金

(1) 証拠金等の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金はDMM CFDの取引口座をおもちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

なお、入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

ご入金を頂く際の振込名義人**名**は本取引システムのお取引口座名義人**名**と同一のものに限ります。

振込名義人**名**とお取引口座名義人**名**が相違することが判明した際は、本取引

15. 証拠金等の入金・出金

(1) 証拠金等の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。また、入金はDMM CFDの取引口座をおもちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

なお、入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、口座への反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

入金頂く際の振込名義人は本取引システムのお取引口座名義人と同一のもの

システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及び、ご利用の金融機関での取消し（組戻し）で発生する費用等は、全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は、定期メンテナンスや臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。また、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。

※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の口座にお振込ができるサービスです。

※ 振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。

※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金が翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については一切の責任を負いません。

※ クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、お取引口座にご入金が即座に反映されない場合があります。これにより発生するリスクは全てお客様負担となりますのでご注意ください。また、クイック入金エラーは上記原因のみとは限りません。

※ クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満、下限額は1回につき5,000円となります。

に限りません。

振込名義人とお取引口座名義人が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスクは全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は、定期メンテナンスや臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。又、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金をご利用の際の振込手数料は当社負担といたします。

※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様の口座にお振込ができるサービスです。

※ 振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。

※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金が翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については一切の責任を負いません。

(新設)

※ 海外からのご入金を受付け出来ません。また、海外にある銀行口座等への出金も出来ません。

(2) 証拠金等の出金

純資産が証拠金必要額を超えている場合は、余剰資金額の範囲内でお客様は超過分の全部又は一部の出金を依頼することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに出金可能額が当該出金依頼額を下回った場合、出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則 1 日 1 回、かつ、2,000 円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

※ 出金予約をされたのち、取引口座における純資産額が赤字残高になった場合、いったん出金予約を取消させていただいたうえ、その赤字残高と相殺させていただきます。そのうえで、お客様の出金予約の金額が残った場合には、その残額を出金させていただきます。また、それに伴うリスクについてはお客様負担となりますのでご注意ください。

16. 決済に伴う金銭の授受

1) 決済は、ポジションの反対売買時に取引の結果生じた差損益金の受払いを行う「差金決済」という方式により完了します。反対売買により発生した

※ クイック入金の上限額は、1 回につき 1 億円未満になります。

※ 海外からのご入金を受付け出来ません。また、海外にある銀行口座等への出金も出来ません。

(2) 証拠金等の出金

純資産が証拠金必要額を超えている場合は、余剰資金額の範囲内でお客様は超過分の全部又は一部の出金を依頼することができます。未受渡の金額については受渡完了まで出金することはできません。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに出金可能額が当該出金依頼額を下回った場合、出金を中止させていただきます。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則 3 営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則 1 日 1 回、かつ、2,000 円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

(新設)

16. 決済に伴う金銭の授受

売買差損益金は、預託証拠金の残高に反映します。

2) 前項の反対売買により発生した売買差損益金が円貨以外の外貨については、決済時点の対象通貨対円レートで計算され、ビッドレートとアスクレートの仲値にて円換算し、預託証拠金の残高に反映します。

3) ポジションの反対売買に伴うお客様と当社との金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

(約定価格差 (※1) × 取引数量) + 反対売買の対象ポジションに係るスワップポイント

※1 約定価格差とは、ポジションの反対売買に係る約定価格と、当該ポジションの反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

17. システム障害

システム障害とは、お客様がパソコン又はモバイル (スマートフォン・携帯電話等) を通じてご注文いただけない状態や、お取引に係るシステムの誤作動、誤表示等が発生し、かつ当社取引システムに不具合があると当社が判断した場合をいいます。

システム障害時においては、当社の判断により、お取引を制限することや成立したお取引を取消す場合もあります。これは、システム障害時、当社内においてもお客様の情報にアクセスすることが困難となるおそれがあり、また、そのような状況下において受注を行って事故を誘発し、ひいてはお客様の不利益につながることを防止するためです。

※ 本取引システム障害時、お客様が当社に対し注文が出せなかったことで生じた損害及び損失は、当社は一切の責任を負わないものとします。

差金決済のみ可能で、外国通貨による受渡はできません。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は次の計算式により算出した現金を受渡します。

通貨単位 × 約定価格差 (円) × 取引数量 + 累計スワップポイント

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

(新設)

<p><u>18. スプレッド</u> <u>当社が提示する取引レートには、買付価格（アスク）と売付価格（ビッド）の価格差（スプレッド）があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの 2WAY で表示されます。当社は、お客様に提示するビッドレートとアスクレートを、複数のカバー先から提示されたレートをもとに市場の状況等に応じて当社によって決定します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>19. 取引手数料</u> <u>取引手数料は無料です。（取引手数料については、将来変更する可能性があります。取引手数料を変更する場合は、お客様へ別途通知致します。）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>20. 値洗い</u> <u>当社はおお客様のポジションの計算上の損益（評価損益）について、すべて当社が提示する取引レートでリアルタイムに円換算して評価します。従って、ポジションをお持ちの場合は、円貨額で表示され、随時、ポジションに対する評価損益並びに証拠金維持率等が変動します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>21. 両建</u> <u>FX 取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様が FX 取引においては同一通貨ペアで買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引はスワップ金利のスプレッドにより逆ザヤが生じること、また、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担すること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりご使用をお願いいたします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

22. 電子交付書面

契約締結前交付書面等（本説明書及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）」、「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付（電子交付）いたします。なお、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）」及び「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」、及び「期間損益報告書」は取引画面上で閲覧が可能です。過去の履歴につきましては、ネット上での閲覧可能期間は10年間分となります。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。

「期間損益報告書」は、取引期間を指定することで、当該指定期間内の損益状況を確認することができます。年間の損益を確認される場合や、税務署等へのご申告の際は、1年間の期間を指定することでご確認いただけます。

23. 益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

（以下省略）

（新設）

17. 益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

<p>【連絡先】 カスタマーサポート フリーダイヤル：0120-961-522 土日を除く 24 時間受付 月曜午前 7 時～土曜午前 6 時（米国夏時間） 月曜午前 7 時～土曜午前 7 時（米国冬時間） ファックス：03-3517-3281 E-mail：support-dmm@sec.dmm.com</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて (以下省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(a. ～v. 省略)</p> <p><u>w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること</u></p>	<p>(以下省略)</p> <p><u>(最終頁より移動)</u></p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて (以下省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(a. ～v. 省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

<p><u>x. 顧客にとって不利な価格で成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること (顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む)</u></p> <p><u>y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。</u></p> <p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p>(<input type="checkbox"/>相対取引～<input type="checkbox"/>カバー取引省略)</p> <p><input type="checkbox"/> 逆指値注文 (ぎゃくさしねちゅうもん) 現在のレートよりもお客様にとって不利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p>(<input type="checkbox"/>相対取引～<input type="checkbox"/>カバー取引省略)</p> <p><input type="checkbox"/> 逆指値注文 (ぎゃくさしねちゅうもん) 現在のレートよりもお客様にとって不利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。<u>買い注文の場合は取引レートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合は取引レートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、当該取引レートの価格により</u></p>
---	--

<p><u>□コンバージョン</u> <u>他の通貨への両替。米ドルで発生した損益を日本円にコンバージョン（両替取引）を行うことです。</u></p> <p>(□金融商品取引業者～□裁判外紛争解決制度省略)</p> <p><u>□指値注文（さしねちゅうもん）</u> <u>現在のレートよりもお客様にとって有利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより安い価格で買う、又は、現在のビッドより高い価格で売る注文になります。取引はレートのかい離があった場合でも注文価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。</u></p> <p>(□差金決済省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>約定します。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があります、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。なお、当社はカバー先の提示レートに基づき、ほぼ同時に複数の取引レートをお客様へ配信する場合があります、取引レートの配信と約定処理順が一致せず、お客様が認識する取引レートの配信順どおりに約定しないことがあります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(□金融商品取引業者～□裁判外紛争解決制度省略)</p> <p><u>□指値（さしね）</u> <u>ある価格を指定して行う注文。取引は注文価格で約定されます。前日の終値と当日の始値が乖離する場合には成行注文より不利な価格で約定します。</u></p> <p>(□差金決済省略)</p> <p><u>□時間成行注文（じかんなりゆきちゅうもん）</u></p>
---	--

<p>(□証拠金省略)</p> <p><u>□ストリーミング注文 (すとりーみんぐちゅうもん)</u> <u>当社が連続的にお客様に提示する外国為替レートに対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法です。ストリーミング注文では、スリッページが発生する場合がありますため、お客様が発注したときのレートと実際の約定レートが乖離する場合があります。</u></p> <p>□スリッページ (すりっぺーじ) Slippage <u>ストリーミング注文、及び逆指値注文等</u>が成立するときに、注文時の表示価格 (逆指値注文の場合は、注文価格) と実際の約定価格との差額をいいます。 <u>ストリーミング注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です。</u></p> <p>(□スポット～□店頭デリバティブ取引省略)</p> <p>□成行注文 (なりゆきちゅうもん) <u>注文価格や約定価格</u>を指定しないで出す注文方法で、必ずしもお客様が注文を発注した時点で、当社がお客様向けに配信した価格で約定することを保証</p>	<p><u>成行注文が執行される時刻を指定することができる注文方法のことで (レートを指定することはできません)。また、指値・逆指値で時間成行オプションを使って注文すると、指定時刻までに指値・逆指値が成立しなかった場合、自動的に成行注文に切り替わり、その時刻のレートで注文を執行する取引方法となります。なお、お客様が指定された時間に成行注文が発注されますが、市場の状況によっては、お客様が指定された時間で約定が成立しないことがあります。この場合、当該注文は注文中の状態となり、約定が成立するまで約 1 分毎に成行注文を継続して発注します。</u></p> <p>(□証拠金省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>□スリッページ (すりっぺーじ) Slippage <u>成行注文や逆指値注文が成立する時に、注文時の表示価格 (逆指値注文の場合は、注文価格) と実際の約定価格との差額をいいます。成行注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です (スリッページ幅を設定できない成行注文もあります)。</u></p> <p>(□スポット～□店頭デリバティブ取引省略)</p> <p>□成行注文 (なりゆきちゅうもん)</p>
---	--

<p>する注文ではありません。</p> <p>(<input type="checkbox"/>値洗い～<input type="checkbox"/>ビッド省略)</p> <p><input type="checkbox"/>FIFO (ふあいふお) <u>—First In First Out</u> <u>FIFO 注文は、先入先出による注文のことです。新規と決済を自動的に判別して、決済できる最も古いポジションを自動的に決済する注文です。</u></p> <p><input type="checkbox"/>フォワードレート (ふおわどれーと) <u>先渡し価格 (将来の特定の期日で約定させるレート)</u></p> <p><input type="checkbox"/>分別管理 (ぶんべつかんり)</p> <p><u>区分管理ともいいます。</u> 金融商品取引業者がお客様からお預かりした証拠金その他の資産を、金融商品取引業者の資産と明確に区分して保管することで</p>	<p>注文価格を指定しないで出す注文方法で、必ずしもお客様が注文を発注した時点で、当社がお客様向けに配信した価格で約定することを保証する注文ではありません。</p> <p><u>当社では、スリッページを設定できる成行注文 (パソコンからの成行注文) と、スリッページを設定できない成行注文 (クイック決済による注文、時間成行、モバイルツールからの成行注文、AIR 版からの注文等) があります。</u> <u>当該両方の成行注文では、お客様の注文を当社システムで受け付け、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信した価格で約定します。ただし、スリッページを設定できる成行注文においては、お客様が注文を発注されたときに、当社がお客様向けに配信した価格と、お客様の注文を約定処理する時点において、当社がお客様向けに配信した価格との差が、お客様が設定したスリッページ幅を超える場合は、お客様の注文は不成立となります。また、相場急変時、注文の集中等により当該配信価格をもって当社が応じることができる数量を超えて当社が受注した場合や、お客様が指定したスリッページ幅を超える価格変動があった場合等には、お客様の注文が不成立となることがあります。</u></p> <p>(<input type="checkbox"/>値洗い～<input type="checkbox"/>ビッド省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><input type="checkbox"/>分別管理 (ぶんべつかんり)</p>
---	---

<p>す。</p> <p>(□ヘッジ取引省略)</p> <p>□マージンカット (まーじんかっど) —Margin cut 毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が 100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。<u>当該翌営業日の午前 4 時 59 分までに追加証拠金額が 0 円とならない場合に、当該翌営業日の午前 5 時 00 分 (マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります) に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</u> (例えば、金曜日のマーケットクローズ時点 (土曜日早朝) で証拠金維持率が 100%を下回っていた場合、翌営業日<u>の午前 4 時 59 分</u> (火曜日の早朝) までに追加証拠金が 0 円とならなければ、<u>火曜日午前 5 時 00 分</u>にマージンカットとなります。)</p> <p>(□約定省略)</p> <p><u>LIBOR (らいぼー)</u> <u>ロンドン銀行間出し手金利。(銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利)</u></p> <p>(□両建て～□ロスカット省略)</p>	<p>金融商品取引業者がお客様からお預かりした証拠金その他の資産を、金融商品取引業者の資産と明確に区分して保管することです。</p> <p>(□ヘッジ取引省略)</p> <p>□マージンカット (まーじんかっど) —Margin cut 毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が 100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。<u>(この日を追加証拠金発生日とといいます)。</u><u>追加証拠金発生日の終了時点までに追加証拠金額が 0 円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</u> (例えば、金曜日のマーケットクローズ時点 (土曜日早朝) で証拠金維持率が 100%を下回っていた場合、翌営業日<u>である月曜日のマーケットクローズ</u> (火曜日の早朝) までに追加証拠金が 0 円とならなければマージンカットとなります。)</p> <p>(□約定省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

ロールオーバー（ろーるおーばー）

店頭外国為替証拠金取引は 2 営業日後が**決済期日**となりますが、**決済期日**を自動的に繰り延べ、建玉（ポジション）を持ち続けられるようにするために行います。

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

【金融商品取引業者の概要】

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

商号：株式会社 DMM.com 証券

本店所在地：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2 階

電話番号：0120-963-490

沿革：「当社の概要について」に記載

加入する協会：日本証券業協会（協会員番号 1105） 金融先物取引業協会（協会員番号 1145）

日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会

(店頭外国為替証拠金取引の仕組みについての最終頁へ移動)

(両建て～ロスカット省略)

ロールオーバー（ろーるおーばー）

店頭外国為替証拠金取引は 2 営業日後が**受渡日**となりますが、**受渡日**を自動的に繰り延べ、建玉（ポジション）を持ち続けられるようにするために行います。

(新設)

【連絡先】

カスタマーサポート

フリーダイヤル：0120-961-522

土日を除く 24 時間受付 月曜午前 7 時～土曜午前 6 時（米国夏時間）

月曜午前 7 時～土曜午前 7 時（米国冬時間）

ファックス：03-3517-3281

<p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</p> <p>【苦情受付窓口】</p> <p>コンプライアンス部</p> <p>電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）</p> <p>ファックス：03-3517-3281</p> <p>E-mail：compliance@sec.dmm.com</p> <p>〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2 階</p> <p>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）</p> <p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）</p> <p>URL：https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p>平成 21 年 7 月 1 日 制定</p> <p>平成 21 年 9 月 1 日 改訂</p> <p>平成 21 年 9 月 14 日 改訂</p> <p>平成 21 年 9 月 29 日 改訂</p> <p>平成 21 年 10 月 29 日 改訂</p> <p>平成 21 年 11 月 27 日 改訂</p> <p>平成 21 年 12 月 7 日 改訂</p>	<p><u>E-mail：support-dmm@sec.dmm.com</u></p> <p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</p> <p>【苦情受付窓口】</p> <p>コンプライアンス部</p> <p>電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）</p> <p>ファックス：03-3517-3281</p> <p>E-mail：compliance@sec.dmm.com</p> <p>〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2 階</p> <p>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）</p> <p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）</p> <p>URL：https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記連絡先で賜ります。</u></p> <p>平成 21 年 7 月 1 日 制定</p> <p>平成 21 年 9 月 1 日 改訂</p> <p>平成 21 年 9 月 14 日 改訂</p> <p>平成 21 年 9 月 29 日 改訂</p> <p>平成 21 年 10 月 29 日 改訂</p>
---	--

平成 21 年 12 月 18 日 改訂	平成 21 年 11 月 27 日 改訂
平成 21 年 12 月 30 日 改訂	平成 21 年 12 月 7 日 改訂
平成 22 年 1 月 25 日 改訂	平成 21 年 12 月 18 日 改訂
平成 22 年 4 月 1 日 改訂	平成 21 年 12 月 30 日 改訂
平成 22 年 5 月 22 日 改訂	平成 22 年 1 月 25 日 改訂
平成 22 年 7 月 17 日 改訂	平成 22 年 4 月 1 日 改訂
平成 22 年 11 月 27 日 改訂	平成 22 年 5 月 22 日 改訂
平成 22 年 12 月 25 日 改訂	平成 22 年 7 月 17 日 改訂
平成 23 年 3 月 19 日 改訂	平成 22 年 11 月 27 日 改訂
平成 23 年 5 月 14 日 改訂	平成 22 年 12 月 25 日 改訂
平成 23 年 7 月 30 日 改訂	平成 23 年 3 月 19 日 改訂
平成 23 年 12 月 24 日 改訂	平成 23 年 5 月 14 日 改訂
平成 24 年 1 月 28 日 改訂	平成 23 年 7 月 30 日 改訂
平成 24 年 5 月 12 日 改訂	平成 23 年 12 月 24 日 改訂
平成 24 年 9 月 29 日 改訂	平成 24 年 1 月 28 日 改訂
平成 24 年 11 月 17 日 改訂	平成 24 年 5 月 12 日 改訂
平成 25 年 4 月 13 日 改訂	平成 24 年 9 月 29 日 改訂
平成 25 年 5 月 11 日 改訂	平成 24 年 11 月 17 日 改訂
平成 25 年 9 月 14 日 改訂	平成 25 年 4 月 13 日 改訂
平成 25 年 10 月 1 日 改訂	平成 25 年 5 月 11 日 改訂
平成 26 年 1 月 25 日 改訂	平成 25 年 9 月 14 日 改訂
<u>平成 26 年 4 月 5 日 改訂</u>	平成 25 年 10 月 1 日 改訂
	平成 26 年 1 月 25 日 改訂